

## 指 導 監 査 基 準 （ 指 定 保 育 所 等 訪 問 支 援 ）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

「都条例139号」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

「都規則167号」＝東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）

「障発0330第12通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

「平24厚労告122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

「障発0330第16通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
<b>第1 基本方針</b>			
1 一般原則	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障がい児に対して指定児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定保育所等訪問支援を提供しているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。</p> <p>3 指定保育所等訪問支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>4 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他必要な体制の整備を行っているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第3条第1項</p> <p>(1) 都条例139号第3条第2項</p> <p>(1) 都条例139号第3条第3項</p> <p>(1) 都条例139号第3条第4項 (2) 令和3年5月12日付3福保障施第578号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知）</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p>
2 基本方針	<p>1 指定保育所等訪問支援の事業は、障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行っているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第80条</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
<b>第2 人員基準</b>  1 従業者の員数  2 管理者	1 指定保育所等訪問支援事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。また、従業者は、障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者であるか。 ア 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 イ 児童発達支援管理責任者 1人以上 児童発達支援管理責任者のうち、1以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者になっているか。  1 指定保育所等訪問支援事業所において指定保育所等訪問支援事業所に管理者を置いているか。  2 管理者は専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の管理にかかる職務に従事する者になっているか。 ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を合わせて兼ねる場合は除く。	児福法21条の5の19第1項  (1) 都条例139号第81条 (2) 都規則167号第22条 (3) 障発0330第12通知第七の1  (1) 都条例139号第82条準用(第7条第1項)  (1) 都条例139号第82条準用(第7条第2項)	  C  C  C
<b>第3 設備に関する基準</b>  1 設備及び備品等	1 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。  2 1に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものになっているか。 ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	児福法第21条の5の19第2項  (1) 都条例139号第83条準用(第79条の5第1項)  (1) 都条例139号第83条準用(第79条の5第2項)	  C  C
<b>第4 運営に関する基準</b>  1 内容及び手続の説明及び同意	1 指定保育所等訪問支援事業所は、通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	児福法第21条の5の19第2項  (1) 都条例139号第87条準用(第16条第1項)	  B又はC

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>2 利用者との間で当該指定保育所等訪問支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定保育所等訪問支援の内容</p> <p>ウ 当該指定保育所等訪問支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定保育所等訪問支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定保育所等訪問支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第16条第2項)</p> <p>(2) 社会福祉法第77条第1項</p> <p>(3) 社会福祉法施行規則第16条第2項</p> <p>(4) 障発0330第12通知第七3(1)準用(第三3(2))</p>	B 又は C
2 契約支給量の報告等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するときは、当該指定保育所等訪問支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>3 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対し延滞なく報告しているか。</p> <p>4 指定保育所等訪問支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、1から3に準じて取り扱っているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第17条第1項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第17条第2項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第17条第3項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第17条第4項)</p>	B 又は C C C C
3 提供拒否の禁止	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、正当な理由がなく指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第18条)</p>	C
4 連絡調整に対する協力	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用について区市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第19条)</p>	C
5 サービス提供困難時の対応	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第20条)</p>	C
6 受給資格の確認	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第21条)</p>	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	1 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第22条第1項)	C
	2 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第22条第2項)	C
8 心身の状況等の把握	1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第23条)	C
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第24条第1項)	C
	2 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第24条第2項)	C
10 身分を証する書類の携行	1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、施設への初回訪問時及び障がい児、通所給付決定保護者書の他の当該障がい児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第79条の6)	B又はC
11 サービスの提供の記録	1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定保育所等訪問支援の提供の都度、記録しているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第25条第1項)  (2) 障発0330第12通知第七3(1)準用(第三3(10)準用)	B又はC
	2 指定保育所等訪問支援事業者は、1の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援を提供したことについて確認を受けているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第25条第2項)	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
12 指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 13の1から3に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>2 1の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13の1から3までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第26条第1項) (2) 障発0330第12通知第七3(1)準用(第三3(11))</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第26条第2項)</p>	C
13 通所利用者負担額の受領	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行う指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>3 指定保育所等訪問支援事業者は、1及び2において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合にのみ、それに要した交通費の額の支払いを通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>4 指定保育所等訪問支援事業者は、1から3までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>5 指定保育所等訪問事業者は、3の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第79条の7第1項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第79条の7第2項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第79条の7第3項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第79条の7第4項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第79条の7第5項)</p>	C
14 利用者負担額に係る管理	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第28条)</p>	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第29条第1項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第29条第2項)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p>
16 指定保育所等訪問支援の取扱方針	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、保育所等訪問支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、当該障がい児の支援を適切に行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。また、支援上必要な事項に、保育所等訪問支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。</p> <p>3 指定保育所等訪問支援事業者は、提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定保育所等訪問支援事業者は、自らその提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第30条第1項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第30条第2項) (2) 障発0330第12通知第七3(1)準用(第三3(15)②)</p> <p>(1) 社会福祉法第78条 (2) 都条例139号第87条準用(第30条第3項) (3) 障発0330第12通知第七3(1)準用(第三3(15)③)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p>
17 保育所等訪問支援計画の作成等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る保育所等訪問支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>2 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障がい児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者及び障がい児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第11条第2項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第12条第2項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第12条第3項)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
	<p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向並びに総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質の向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の具体的な内容、指定保育所等訪問支援の提供上の留意事項その他必要事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を保育所等訪問支援計画の原案にも含めるよう努めているか。</p>	(1) 都条例139号第87条準用(第12条第4項)	B 又は C
	<p>5 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成にあたっては、障がい児に対する指定保育所等訪問支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、保育所等訪問支援計画の原案の内容について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成にあたっては、当該通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p>	(1) 都条例139号第87条準用(第12条第5項)	C
	<p>6 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	(1) 都条例139号第87条準用(第12条第6項)	C
	<p>7 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて保育所等訪問支援計画の変更を行っているか。</p>	(1) 都条例139号第87条準用(第12条第7項)	C
	<p>8 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連携を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	(1) 都条例139号第87条準用(第12条第8項)	C
	<p>9 保育所等訪問支援計画に変更のあった場合、2から6に準じて取り扱っているか。</p>	(1) 都条例139号第87条準用(第12条第9項)	C
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>1 児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 19に規定する相談及び援助を行うこと。 イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	(1) 都条例139号第87条準用(第12条第1項)	C
19 相談及び援助	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障がい児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	(1) 都条例139号第87条準用(第31条)	B 又は C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
20 指導、訓練等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障がい児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行っているか。また、障がい児の適性に応じ、障がい児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>3 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児に対して、当該障がい児にかかる通所給付決定保護者の負担により、指定保育所等訪問支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>4 指定保育所等訪問支援事業者は、1 から 3 までに規定するもののほか、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第32条第1項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第32条第2項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第32条第3項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第32条第4項)</p>	C
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第34条第1項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第34条第2項)</p>	B
22 緊急時等の対応	<p>1 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第36条)</p>	C
23 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第37条)</p>	B又はC
24 管理者の責務	<p>1 管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>2 管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第11条第1項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第11条第3項)</p>	B又はC



項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
25 運営規程	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、各指定保育所等訪問支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針  イ 従業者の職種、員数及び職務の内容  ウ 営業日及び営業時間  エ 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額  オ 通常の事業の実施地域  カ 指定保育所等訪問支援の利用に当たっての留意事項  キ 緊急時等の対応方法  ク 虐待の防止のための措置に関する事項  ケ その他運営に関する重要事項</p>	(1) 都条例139号第87条準用(第79条の8)	B又はC
26 勤務体制の確保等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供できるよう、各指定保育所等訪問支援事業所において、当該児童発達支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業所は、各指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことができる。</p> <p>3 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定保育所等訪問支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>4 指定保育所等訪問支援事業者は、適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第14条第1項)</p> <p>(2) 障発0330第12通知第七3(1)準用(第三3(27)①)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第14条第2項)</p> <p>(2) 障発0330第12通知第七3(1)準用(第三3(27)②)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第14条第3項)</p> <p>(2) 障発0330第12通知第七3(1)準用(第三3(27)③)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第14条第4項)</p> <p>(2) 障発0330第12通知第七3(1)準用(第三3(27)④)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
26 の2 業務継続計画の策定等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>3 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用（第14条の2第1項）</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用（第14条の2第2項）</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用（第14条の2第3項）</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
27 衛生管理等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所において感染症又は食中毒の発生、又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用（第39条第1項）</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用（第39条第2項）</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p>
28 掲示	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けしているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用（第41条）</p>	<p>B又はC</p>
29 身体拘束等の禁止	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為を行っていないか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>3 指定保育所等訪問支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用（第42条第1項）</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用（第42条第2項）</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用（第42条第3項）</p> <p>(2) 都規則167号第8条の3</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
30 虐待等の禁止	<p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>1 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用（第43条第1項）</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用（第43条第2項）</p> <p>(2) 都規則167号第8条の4</p>	<p>C</p> <p>C</p>
31 秘密保持等	<p>1 管理者及び指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>3 指定保育所等訪問支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用（第45条第1項）</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用（第45条第2項）</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用（第45条第3項）</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
32 情報の提供等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用（第68条の2第1項）</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用（第68条の2第2項）</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p>
33 利益供与等の禁止	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用（第47条第1項）</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
34 苦情解決	<p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>3 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関し、児童福祉法第21条の5の21第1項の規定により知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定保育所等訪問支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>4 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法第85条に規定する運営適正委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第47条第2項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第48条第1項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第48条第2項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第48条第3項)</p> <p>(1) 都条例139号第87条準用(第48条第4項)</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p>
35 地域との連携等	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第49条第1項)</p>	<p>B又はC</p>
36 事故発生時の対応	<p>1 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況及び処置について、記録しているか。          なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。          ア 死亡事故（誤嚥によるもの等）          イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く）          ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故          エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）          オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの）          カ 感染症の発生          キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）          ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの          ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流失等）          コ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p>	<p>(1) 都条例139号第87条準用(第50条第1項)</p> <p>(2) 令和3年5月12日付3福保障施第577号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
37 会計の区分	2 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第50条第2項)	C
38 記録の整備	1 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第52条)	C
	1 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第53条第1項)	B又はC
	2 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。	(1) 都条例139号第87条準用(第53条第2項)	B又はC
	ア 11の1に規定する提供した指定保育所等訪問支援に係る必要な事項の提供の記録		
	イ 17に規定する保育所等訪問支援計画		
	ウ 23の規定による区市町村への通知に係る記録		
	エ 29の2に規定する身体拘束等の記録		
	オ 34の2に規定する苦情の内容等の記録		
	カ 36の1に規定する事故の状況及び処置についての記録		
<b>第5 届出等</b>			
1 変更の届出	1 指定保育所等訪問支援事業者は、次に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	(1) 児福法施行規則第18条の35第1項第5号及び第3項 (2) 児福法施行規則第18条の30	B又はC
	ア 事業所の名称及び所在地		
	イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
	ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）		
	エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要		
	オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
	カ 運営規程		
	キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項		
2 業務管理体制の整備	1 指定保育所等訪問支援事業者は、障がい児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障がい児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。	(1) 児福法第21条の5の18第3項	C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
第6 障害児通所給付費の算定及び取り扱い	<p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。） （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。） （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者  （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	(2) 児福法第21条の5の26第1項 (3) 児福法施行規則第18条の37	
	<p>2 指定保育所等訪問支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定障害児通所支援事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数20以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定医療機関の設置者に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定障害児通所支援事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	(1) 児福法第21条の5の26第2項 (2) 児福法施行規則第18条の38	C
	<p>1 基本事項</p> <p>1 指定保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>2 1の規定により、指定保育所等訪問支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	児福法第21条の5の3  (1) 平24厚労告122の一  (2) 平24厚労告122の二	C  C

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
2 保育所等訪問支援 給付費	1 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき 所定単位数を算定しているか。	(1) 平24厚労告122別 表第5の1の注1	C
	2 次の厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育 所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位 数を加算しているか。	(1) 平24厚労告122別 表第5の1の注1の2	C
	ア 訪問支援員が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格 取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担 当職員として配置された日以後、障がい児に対する直接支援業務、相談支援の業務又はこれ に準ずる業務に5年以上従事した者 イ 訪問支援員が、障がい児に対する直接支援業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務 に10年以上従事した者	(2) 障発0330第16通知 第二の2(4)①準用	
	3 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合 に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ア 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、保育所等訪問支援計画が作成されていない場 合 （ア）その月から解消されるに至った月の前月までの間 100分の70 （イ）減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用され た3月目から解消されるに至った月の前月までの間 100分の50 イ 同一日に複数の障がい児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93 ウ 訪問支援員が、人員基準を満たしていない場合 （ア）1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその 翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70 （イ）減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された 3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50	(1) 平24厚労告122別 表第5の1の注2 (2) 障発0330第16通知 第二の1(6)	C
	エ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合 （ア）その翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70 （イ）減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された 5月目から解消されるに至った月までの間 100分の50		
4 厚生労働大臣が定める地域に居住している障がい児に対して、指定保育所等訪問支援事業所 の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に 相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	(1) 平24厚労告122別 表第5の1の注3	C	
5 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、身体拘束等に係る記録をしていない場合は、1日 につき5単位を所定単位数から減算しているか。	(1) 平24厚労告122別 表第5の1の注4	C	

項目	基本的な考え方（観点）	関係法令等	評価区分
3 初回加算	1 指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障がい児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	(1) 平24厚労告122別表第5の1の2注	B又はC
4 家庭連携加算	1 指定保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員又は児童発達支援管理責任者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児の居宅を訪問して障がい児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて平24厚労告122別表第5の1の3の注のイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	(1) 平24厚労告122別表第5の1の3注	B又はC
5 利用者負担上限額管理加算	1 指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	(1) 平24厚労告122別表第5の2注	B又はC
6 福祉・介護職員処遇改善加算	1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障がい児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、2024年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （1）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 （2）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 （3）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から5までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 （4）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （3）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能 （5）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （3）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 ※2020年度から継続して算定する場合のみ2022年3月サービス提供分まで算定可能	(1) 平24厚労告122別表第5の3の注	B又はC
7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障がい児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、2から5までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	(1) 平24厚労告122別表第5の4の注	B又はC